

働くもののいのちと健康を守る 岡山県センター総会

○日時 12月18日(土) 10-12時

○場所 岡山市勤労者福祉センター4階

○記念講演「コロナ感染症について」(仮題)

講師 岡山医療生活協同組合 岡山協立病院

感染制御部師長 中村賀憲さん 質疑討論交流

○総会 方針、会計、役員選出

○コロナ感染対策としてオンラインも設定します。(メールアドレスを登録して下さい)感染拡大の場合入場数を減らします。参加者の検温、消毒、連絡先記載等をお願いします。



過労死等防止対策推進シンポ・岡山-50人超が参加ー 職場のパワーハラスメント、遺族の講演

11月25日、岡山国際交流センターで厚生労働省主催の過労死等防止対策シンポ岡山会場が開かれ、50人超が参加しました。

シンポでは、自死遺族支援弁護団事務局長の小越照幸弁護士が「職場のパワーハラスメントについて」と題して講演。小越弁護士は、森友学園問題で自死した岡山県出身の財務省職員赤木敏夫さんの遺族の代理人をし、公務災害認定に関する文書の開示請求などを行っています。質問に答えて「ほとんど黒塗りだったところはなくなったが、問題となっている『改ざん』の記載はなかった」と話しました。小越弁護士は、職場のパワーハラスメントで休職、自死などが大きな問題となっている。国は法で、使用者に防止策を講ずることを義務付けたが、十分なものではない点があること、長時間労働が過労死や過労自死、傷病の発生原因となっているが、その規制は十分ではない。過労自死(うつ)の防止を経営の問題としてとりくむ、発生した場合、その原因解明とフィードバックすること、産業医機能の強化、問題把握のシステムとそのチェックが求められると話しました。(写真右:講演する小越弁護士)



24歳青年の徹夜勤務後の過労事故死責任認定ー母親の切なる思い

続いて、神奈川県観葉植物などの飾り付け、納入などを行う会社に就職した24歳の青年が、22時間の徹夜勤務後の帰宅途上でバイクの単独事故死をしました。シングルマザーの母親はこの事故が過労によるものではないかと相談して、裁判所に提訴しました。顧客店舗の観葉植物・装飾品の設置作業は営業時間外の深夜・早朝に行われていました。事故1か月前の残業時間は127時間を超え、裁判で会社責任を認める和解となりました。再発防止の厚生労働省への申し入れなど行っています。(東京・神奈川過労死家族の会)

